

## 和泉市教育委員会意見交換会並びに事前報告会設置要綱

### (設置)

第1条 和泉市における教育の現状や課題を共有し、今後の教育行政の政策決定過程における事前協議並びに事前報告等を行うことによる円滑な教育行政の運営を目的として、和泉市教育委員会意見交換会並びに事前報告会（以下「意見交換会並びに事前報告会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 意見交換会並びに事前報告会は、教育長及び教育委員で構成する。

### (開催)

第3条 意見交換会並びに事前報告会の開催は、教育長と教育委員との協議により決定するものとする。

2 意見交換会並びに事前報告会において必要があると認めるときは、教育長と教育委員との協議により意見交換会並びに事前報告会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (公開)

第4条 意見交換会並びに事前報告会は非公開とする。ただし、意見交換会並びに事前報告会の議題及び要旨は公表する。

2 前項の規定にかかわらず、人事に関する案件等については、教育長と教育委員との協議により要旨を公表しないことができる。

### (庶務)

第5条 意見交換会並びに事前報告会の庶務は、教育委員会事務局で行う。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則（令和3年6月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年12月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。